

刈谷市ケアマネジメントに関する基本方針について

刈谷市では、介護保険法の理念に基づき、ケアマネジメントは高齢者の自立支援、重度化防止及び生活の質（QOL）の向上に資するものとし、高齢者自身がこの主旨を理解し、自らの意思でサービスを選択し、行動できることを目指します。

本市では、基本的なケアマネジメントの考え方を条例（*1）の一般原則に規定しており、その内容を本市のケアマネジメントの基本方針として定めます。利用者やその家族におかれましてはご理解いただくとともに、介護支援専門員及び地域包括支援センター職員、サービス提供事業所等、ケアマネジメントに関わる全ての方がこの方針に基づき、支援にあたるようご理解とご協力をお願いします。

*1：刈谷市介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年3月27日条例第14号）第9条の3及び第16条より

基本方針(ケアマネジメントの基本的な考え方)

居宅介護支援

- 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者若しくは地域密着型サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めます。
- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- 支援を提供するに当たっては介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント

- その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます。
- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- 支援を提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。